

平成30年度

津山市農業委員会

(1月定例会議事録)

平成31年1月10日(木) 14時00分～  
津山市役所 2F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介  | 6. 竹内 隆一  |
| 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子  | 10. 松尾 治  |
| 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 |
| 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |

欠席委員(3名)

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 13. 仁木 紹祐 |
|----------|----------|-----------|

事務局(9名)

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 松岡 局長 | 宮野 次長 | 藤原 主任 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 流郷 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主任 |
| 阿部 主査 |       |       |       |

## 議 事

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第71号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）

議案第72号 非農地証明願承認について

議案第73号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について

議案第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第15号 農地転用届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

失礼します。只今から、平成31年1月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名中、16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立いたします。なお、2番太田委員、3番池田委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会 長

はい。皆さんあけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。色々と難しいことが起きておりますけれども、皆さんに頑張ってもらいますように、よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。8番小島委員さんと、9番岡田委員さん、よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひします。

事務局（津山）

失礼します。議案の説明の前に取下げがありましたのでお知らせします。1ページ1-1が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1ページ1-1が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは改めまして、議案第68号の説明をいたします。今回、津山地区から6件、加茂地区から2件、久米地区から3件、合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-2についてですが、箕面市の80歳の男性から、加茂町成安の45歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、羽村市の65歳の女性から、高尾の49歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、倉敷市の68歳の男性から、里公文の70歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、国分寺の77歳の男性外1名から、同じく国分寺の66歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、椿高下の66歳の男性から、山北の36歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、上田邑の80歳の男性から、下田邑の70歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をします。

2-1、加茂町青柳の50歳、団体職員の男性から、加茂町青柳の70歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすること

とが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

続きまして、2-2、加茂町原口の66歳、農業の男性から、加茂町原口に拠点を置く法人への新規就農による所有権移転です。この度、譲渡人の農家経営を法人化するにあたり、所有農地の一部を法人へ所有権移転をしようとするものです。また、役員 of 農業従事状況や、議決権等の要件を満たしており、農地所有適格法人と判断して差し支えないと考えます。したがって、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお新規就農に該当しますが、従前の農業従事状況を鑑み、地元委員との協議の上面談は実施しておりません。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事務局 (久米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明いたします。

5-1は山北の45歳会社員の男性から、坪井下の65歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-2は中北上の76歳農業の男性から、岡山市の71歳農業の男性へ増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-3は宮尾の70歳会社員の男性から、宮尾の67歳会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第68号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員からの説明をお願いします。

8番小島です。加茂の人なんですけど、仕事場が草加部にありまして、一生懸命農業をされる方ですので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

日 笠 会 長

ありがとうございました。

1-3について、この人は親が佐良山に居たんですけど亡くなって、娘が地元の小作をしている人に全部引き取ってくれという事で話がつきました。そういうことで問題ないと思います。

それから1-4、この人も久米に住んでいるんですけど、皿の家族はいなくなって、倉敷に息子がおりますが、倉敷からじゃ作りに来れんからということで、          が全部引き受けるということで話がつきました。よろしくをお願いします。次、1-5。

井 家 上 委 員

4番井家上です。前に構造改善をされまして、以前のままの所に水路を付けたりしたようで、水路の通りにきちんとしましようということで、今回出されております。問題ないと思います。

それから1-6なんですけど、これは山北に住まれているんですけど、親子で、お子さんのほうがきちんと管理をされるということで、間違いのないと思います。以上です。

日 笠 会 長  
長 森 委 員

ありがとうございました。次は1-7。

はい、14番長森です。1-7について、事務局の説明の通りでございます。また、池田委員から特に問題なしと聞いております。よろしくお願いたします。

日 笠 会 長  
山 下 委 員

ありがとうございました。次は加茂、2-1。

11番山下です。2-1についてですが、譲受人の          は一生懸命農業をされる方ですので、問題ないと思います。

また、2-2ですけど、これは家族経営だったところを法人にしたいという事な

日 笠 会 長  
植 本 委 員

んで、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

はい、ありがとうございました。次、久米。

はい、16番植本です。5-1につきましては、これは自宅の裏の畑という事で、問題ないと思います。

5-2につきましては、譲受人は住所が岡山市なんですけど、実家が中北上のこの田んぼの近くにありますので、問題ないと思います。

5-3につきましても、問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今、議案第68号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん何もありませんか。

\*

日 笠 会 長

はい。

はい。賛成の方は挙手をお願いします。

\*

日 笠 会 長

《 多数、挙手 》

事務局（津山）

はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第69号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひます。

それでは、議案第69号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から3件、阿波地区から1件、久米地区から1件の計10件の申請です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・近長の田、1,726㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの63歳の会社役員の男性です。農業従事者の人手不足により耕作が困難となった申請地の今後の活用を考え、太陽光発電施設として転用するものです。なお、申請地は平成29年10月に農地法3条の許可を受け購入した農地ですが、今年の秋に現地調査を行ったところ、雑草が刈られている状況で、耕作をされているようには見受けられませんでした。転用にあたり、境界部分については、新設する側溝により対処し、雨水排水については、沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、売電を行なう場合、経済産業大臣から設備認定を受ける必要がございますが、添付しております一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターからの「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について」という通知書の発電事業者名がこの度の転用事業者では無く、別法人であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき認定を受けている、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業の全部が平成30年12月10日に譲渡されたことを証明します」と記された、法人から申請人への事業譲渡証明書が添付されております。参考ですが、過去にあった似た案件で、別事業者で設備認定を受け、申請者への名義変更を行わないまま「新規に申請したのでは単価が安いので、平成26年度に受けている認定は、単価が8円ほど高く儲けが多いため、転用許可が出れば、それぞれ200万円で買い取ることを約束しているので契約書も添付する」といった内容の嘆願書を添付して転用許可申請を行い、発電施設を本人が設置できるか不確実であるとのことから不許可となった事例があることを申し添えます。

続きまして、1-2番・近長の田、1,988㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、先ほどの1-1番と同じ男性です。農業従事者の人手不足により耕作が困難となった申請地の今後の活用を考え、太陽光発電施設として転用するものです。なお、申請地は平成29年10月に農地法3条の許可を受け購入した農地です。

が、今年の秋に現地調査を行ったところ、雑草が刈られている状況で、耕作をされるようには見受けられませんでした。転用にあたり、境界部分については、新設する側溝により対処し、雨水排水については、沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野山西の畑、134㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、高野山西にお住まいの67歳農業の男性です。申請地の隣に墓地があり、お参りするのための駐車場が必要であることから露天駐車場として転用するものです。転用にあたり、境界部分は周囲の土地より低く、一部には畦を作ってバラスを敷き、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-4番・高野本郷の田、1,403㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力39.6kw程度と19.8kw程度の太陽光発電施設2施設です。転用事業者は、高野山西にお住まいの49歳の会社員の男性です。仕事で遠方に出張することが多く、農業後継者もおらず、耕作が困難となった申請地の今後の活用を考え、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝を設置し、雨水排水については、沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農地法第4条第6項第2号において、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる場合には許可をすることができないとされており、太陽光発電施設の設置にあたり、他の土地を検討したところ、今回申請されている太陽光発電施設のフェンスの一部がかかることから既存宅地として記載されている宅地については、不動産会社より売買仲介の申出があり、売却を検討中であるため、太陽光発電施設の設置に適さないとのことですが、こういった理由で他に代替地がないと言えるのかどうかご審議いただきたいと考えます。

続きまして、1-5番・神戸の宅地、496㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.8m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、神戸にお住まいの54歳会社員の男性です。現在、隣接する居宅で母親と同居していますが、建物が古く、不便な点が多いことから、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリートブロックが設置されており、現況のまま使用し、雨水排水については、既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございます。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町成安の雑種地、183㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は加茂町成安にお住まいの69

才無職の男性です。自宅において、週に数日宗教団体の集会を行うため、隣接する申請地を会員の駐車場として造成していたものです。転用に当たり、境界部分については、畦畔上に土嚢を積んで碎石をしき、雨水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、2-2番、加茂町成安の畑、7.26㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は先ほどの2-1番と同じ男性です。現存の用悪水路の上に、自宅敷地を拡張して炊事場を建ててしまったことから、現存の水路については払い下げを受け、新たに用悪水路を作り交換するため転用するものです。転用に当たり、転用地はU字溝を入れた用悪水路とし土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、2-3番、加茂町成安の畑、35㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は先ほどの2-1及び2番と同じ男性です。亡くなった父親が炊事場と物置を増設した際に農地にはみ出していたことから、地元委員の指導の下、顛末書を添付しての申請となっております。転用に当たり、境界部分については現況のまま使用し、雨水排水については、2-2番で申請した用悪水路に流し、生活雑排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 阿 波 )

はい、ありがとうございました。続いて阿波。

続きまして、阿波地区の説明をいたします。

3-1番・阿波の雑種地、11㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、墓地への進入路です。転用事業者は、岡山市にお住まいの77歳無職の男性です。自己所有の墓地への進入路がないことから、進入路として使用していたもので、地元農業委員の指導のもと、顛末書を添付しての申請となっております。転用に当たり、境界部分には擁護壁を設置、雨水については自然蒸発させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大高下自治会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

阿波地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区について議案書を元に説明をいたします。

5-1番・宮尾の田、1,101㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設用地で、施設の概要は発電出力49.5kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、

久米川南にお住まいの72歳会社役員の男性です。兼業農家として農業を営んでいたものの、後継者もおらず、高齢のため維持管理が困難となった申請地を太陽光発電施設用地として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畦畔より高くならないように転圧し、雨水排水については、自然浸透により処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。藤ヶ瀬水利組合及から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第69号の説明は以上でございます。

- 日笠会長 はい、ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。
- 小島委員 8番小島です。1-1から1-4について、事務局が説明した通りで、問題ありません。よろしくお願いします。
- 日笠会長 はい、ありがとうございます。
- 竹内委員 1-5、この人は新築するために、今までは農地を通っていたんですけど、正式に道幅を拡幅するものです。問題ないと思います。よろしくお願いします。
- 次、加茂の2-1。
- 6番竹内です。2-1でございますが、加茂町成安、これは露天駐車場として利用しているような状態でございます。
- それから2-2、2-3につきましても、事務局の説明の通り水路の上に住宅がはみ出したような状態になっておりました。以上です。
- 日笠会長 はい、ありがとうございます。次。
- 山下委員 3-1について、先ほど事務局が説明した通りで問題ないと思います。地元の寺坂推進委員からも問題ないと聞いております。よろしくお願いします。
- 日笠会長 はい、ありがとうございます。久米。
- 植本委員 16番植本です。5-1につきまして、申請の時に一部埋め立てて資材を置いたりということが見受けられましたが、農業委員会の指導の下適切に処理をされまして、問題ないと思います。
- 日笠会長 はい、では議案第69号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
- 小串委員 すいません、1-1、事務局の説明を聞いて、よくわからないんですけど。太陽光の契約の名義がどうか。
- 日笠会長 事務局、もう1度説明して下さい。
- 小串委員 この秋見たら耕作をしているようには見受けられなかったと言われてましたけど、この秋と言うのは去年ですよ。
- 事務局 そうです。
- 小串委員 それで、耕作をしているようには見受けられなかったというのが、どう結論に結び付くんですか。
- 事務局 それは今回の審議ではなく、その農地についてはこういう状態ですよということです。転用の許可要件に影響はありませんが、影響があるかもしれないのは次の3条です。今回の件については影響がないです。
- 小串委員 あと、色々経産省がどうか言われましたけど、これ皆さん理解できましたか。
- 大塚委員 関係ないでしょう。経産省云々という事と、農業委員会に太陽光を申請するのは何ら関係ないでしょう。私はそう理解したんですけど。私は関係が無いと判断したんですけども。関係があるんなら、小串委員が言われたように理解が出来なかったんですけども。
- 事務局 わかりにくい説明で申し訳ありません。まず1つ、太陽光発電で発電した電力を売るという時に、経済産業省の認可が必要です。通常ですと発電事業者が転用事業者として認可を取りまして、その許可通りに発電したものを売電するというのが通常の流れになりますが、今回の1-1に関しましては、発電事業者としての名前が現在出てきている転用事業者とは違う法人の名前で認可を取っております。ということは、転用事業者が自ら発電するかどうかというのが疑わしいということになり



ますので、その旨を先ほど発言させて頂きました。但し、最後に付け加えましたように、念のためにこの発電事業者と、今現在認可を取っている事業者、この2名の間でこの権利を譲渡しましたという証明書を添付して申請をしてきております。今現在、ある法人で取っている経済産業省の認可については転用事業者に譲渡しています。ただ、経済産業省での名義変更がまだ終わっていないという状態。この状態での転用申請に、事業の実現性があるでしょうかと判断するのか、いや名義が全て移ってからでない事業の実現性が無いだろうと判断するのかをご審議頂きたいと思えます。

日 笠 会 長

これについては、経産省の名義を変えるのにはどうしても半年かかると。現実の売買契約は済んでいるんだからということで申請を出してきております。売買契約書というものがあるから、それを信用して許可を出すのか。名義変更が終わった時には、その写しを出してもらって、それを条件に許可とするのか。

事 務 局

現在、名義変更には半年程度時間がかかると聞いております。ですので、会長が言われるように、今回の件が不許可とするだけの要件に足りるかどうか。過去の事例で申しますと、名義変更が通らなかったという事例は聞いたことがありません。ただ、今現在がこういう状況ですので、半年後、名義が変わったのであればその旨を報告するように。許可の要件については常に工事についての進捗状況を報告するようにはなっているんですけども、それに合わせて名義変更が終わりましたという証明書の写しを提出させるということはどうでしょうか。

日 笠 会 長

どうでしょうか皆さん。条件を付けて。

大 塚 委 員

許可せんということにはならないでしょう。経産省の手続きに時間が掛かっているだけで、もう譲渡は済んでいるということですから。■■■■が太陽光をしたいという事で1年前に農地を買って、1年間は転用が出来んということで一年間放置して、その期限が切れたんで、荒れとって管理をしとるようには見えないという含みのある説明がありましたけれども、それはさておいて、1年経ったんで自分が太陽光をしたいと申請して、儲けの良い24年度の申請を譲渡で受け取って、高い単価でしたいというのは個人の勝手であって我々には何も関係ない。私は何も問題はないと判断しました。

日 笠 会 長

1年経ったら認めんと仕方ないというのがあるんで。ただ1作作らないといけんというのがあるんで、どうもはっきりしないんですけども。

事 務 局

すいません、少し付け加えて、9月に見に行ったら草は刈ってあったという説明をなぜ付け加えたかということなんですけれども、農地法3条の許可の要件の中に、1年1耕作、つまり1年間耕作を続ける、あるいは水稻などを1耕作行うというのが条件となっております。この農地については、今から1年ほど前に農地法3条の許可を得て取得したにも関わらず、耕作ということであれば、してなかったのではないかと思います。今回の申請につきましても、1年間は確かに空いておりますけれども、耕作せずに次の申請をしてきたとなれば、今後農地法3条の申請が出てきた時に、この申請者は農地を耕作する見込みが無いとして不許可になる可能性がありますと。当然その時その時の審議によりますけれども、現地を見ながら、また本人の聞き取りをしながら判断するわけではございますけれども、こういったことがあったということ、記録に残したかったという意味で、先ほどの発言があったということだけご理解下さい。

日 笠 会 長

今事務局が言うたように、これ止めることも出来んと思うんです。承認をするなら承認して、半年後に名義が変わりましたという書類の写しを貰うという条件を付けてどうですか。それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

\*

〈 多数、挙手 〉

日 笠 会 長

はい、賛成多数ということでありがとうございます。

小 串 委 員

1-4についてはどうだったんですか。

日 笠 会 長

1-4について、事務局説明して下さい。

事 務 局

議案1-4についてですが、今回申請されている農地は2種農地になりますが、

2種農地の転用許可の要件として、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可をすることができないとなっているんですけれども、今回申請地に隣接して申請者が所有する宅地がありますが、その土地を以て太陽光発電が行えるかどうかというのが問題になるのではと考えます。見にくいかもしれませんが、申請地の隣に既存の宅地を持っておられます。この既存の宅地では事業が出来ないのかと本人に確認したところ、この宅地は不動産会社を通して売ろうと考えている、まだ話は付いていないが売りたいと考えているので、農地で転用をさせてほしいとのことでした。その売りたいという事のみをもって代替性が無いと言えるのかどうかというのを説明させて頂いたのですが、要するに第2種農地ですので、この周辺で代わりに出来る土地があるならそこでしなさいと、農地の転用は最後ですとなっておりますので、売りたいという理由が、代わりにならないという理由になるのかどうかについて、ご審議頂きたいと思います。ただ、事務局として付け加えさせて頂きますと、その宅地については転用に係る土地より面積が小さいものになりますので、計画から見るとここだけでは置ききれないということが考えられますが、その点に関して転用事業者は触れていないので、あくまでも推測にはなりますが、代替性として判断した場合には、ここでは出来ないだろうとも考えられますが、回答が売りたいからという内容だったため、報告をさせて頂きました。

日 笠 会 長 残った土地は狭いんですが、そこを代替地として見るかどうかという事ですけども、どうでしょうか。難しいんですけども。これを回覧しますので、皆さんに見てもらって、判断をしてもらおうと思います。

\* < 写真回覧 >

日 笠 会 長 はい、見てもらったんですけども、どうでしょうか。本人が売ると言ってますから、嘘だとはいえないと思うんですけども。

小 串 委 員 売るのを検討していると言っているだけで、売りますと言ってるわけではない。そこが難しい所で、言葉のあやですけども、私がなんでこんな発言をしたかという、皆さんに問題があると分かったうえで、許可とか不許可を出して頂ければいいんですよ。そこだけです。

日 笠 会 長 売る売らんがあるんで、後から売らなかつたと言われれば、じゃあそこで出来たんじゃないかと言われるんで。売れるまで待つて許可を出しますか。

小 島 委 員 今のままでは売れないんです。悪水を流す場所が無いから。なので、西側のこの申請地をきちっとして、水路を付けて、そしたら売れるんです。既存の水路はそのままため池に入るので改良区が流させてくれないんです。だから、次の非農地の所出てきますけど、そしたらそこに水路を付けて、そこから集めて家の西側へ悪水を流せるようにしたら売れるからと、そう本人は言うたつもりだと思うんですけど。

小 串 委 員 本人が売ると言っているけども、客観的に売れないだろうと思われるものを、本人が売ると言っているけどもそれは通らないんですよ。

小 島 委 員 要するに許可が出て、水路を綺麗に整備出来たら売れるんです。今の段階で悪水は流せないから売れませんが。

大 塚 委 員 4条の許可が出て太陽光発電を作ったら、その横に水路を作りますと。そしてその水路に悪水が流せるようになるから池に流さなくていいので、隣の宅地が売れるようになる、そういうことですか。なら別に問題は無い。かえってそのほうが本人にとって都合が良いなら、農地なので太陽光にしなさいとは言えませんが、させんという理由にはならんでしょう。

事 務 局 失礼します。事情はそうなんですけれども、代替性の判断という点で、農地の中に水路を付けて宅地を売ってから太陽光を申請するという順番であれば、皆さん何も思われないうるんですけども、それが先に太陽光が出てきているので、代替性の点から、宅地がまだ残っているではないか、となるんです。配置図を見て頂いて、同じような面積ではあるんですけども、このパネルを隣の宅地に置くと考えたとき

に、少し足りないのかなとも思われます。面積が足りないというのは代替性の理由として成り立ちますので、売るからという理由で代替性を見る場合には非常に疑問が残るんですが、現地の状態から考えると、面積が小さいからという理由で代替性が成り立つのかなとも思われます。

《 口々に発言 》

大 塚 委 員 すいません、1-1、1-4について、事務局から口頭で説明があったりしたんですけども、私は全くわからなかったので私なりに解釈して判断したんですけども、今のように図面を出して頂いて説明して頂ければ非常にわかりやすいので、地区担当委員だけでなく、全員にわかりやすい説明資料を与えて説明をお願いします。事務局に要望しておきます。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。今後そのように努めさせていただきます。

事 務 局 長 はい、それでは疑義案件のみ、図面を用意するという事でよろしいか。

大 塚 委 員 はい。当日でええですから。

事 務 局 長 はい、では疑義案件については、当日皆さんのお手元に図面を用意させていただきます。

日 笠 会 長 それで、1-4について、賛成貰えますか。

\* 《 多数、挙手 》

日 笠 会 長 はい、それでは69号全体についても、承認頂けますか。

\* 《 多数、挙手 》

日 笠 会 長 はい、賛成多数ということでございます。

事務局（津山） 議案第70号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

議案の説明の前に、1件申請の取下げがありましたので、議案の修正をお願いします。1-4紫保井の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-4紫保井の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。また、10ページ、1-9につきましては、施設の欄に露天駐車場を追加してください。繰り返します10ページ、1-9につきましては、施設の欄ドッグランの後に露天駐車場を追加してください。

改めまして、議案第70号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転10件、使用貸借権設定2件、勝北地区から所有権移転1件の計13件の申請です。議案書のページは、8ページから12ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・山北の畑、390㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.5m程度の居宅1棟及び露天駐車場で、建蔽率は22%です。転用事業者は、西吉田にお住いの28歳会社員の男性です。現在居住している住宅の老朽化に伴い、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、周囲の土地は申請地より高く、一部低くなっている部分については法面成形を施すとともに、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿升を設けて既存水路に流し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属であり、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小原の田、1,532㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地5区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、外周に擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に流すなど、土砂流

出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。竜の口掛水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・勝部の雑種地、1,476㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しております。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は運送業です。現在、業務用の駐車場を賃貸していますが、貸主から返却を求められており、代わりの駐車場が必要となったことから申請地を露天駐車場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面と新設する水路により対処し、雨水排水は、側溝を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川下流開拓西部土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・大田の田、1,317.01㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は大田に本店を置く資本金の額600万円の株式会社で、主な事業は清掃業です。現在、建物の2階部分に事務所、倉庫等がありますが、手狭となったため、1階に移設を予定しており、そこに駐めているバキュームカーの駐車場が必要となったことから事務所近くの申請地を露天駐車場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁、法面により対処し、雨水排水は、溜桝を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・院庄の田、927㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、軽量鉄骨造2階建て全高8m程度のサービス付き高齢者向け住宅1棟で、建蔽率は46%です。転用事業者は姫路市に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産管理業です。インターチェンジに近く道路状況も整備されている申請地にサービス付き高齢者向け住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿升を設けて既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・八出の田、354㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は勝央町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・河面の田、224㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目

的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力29.7kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、渡人の息子である河面にお住まいの45歳の会社役員の男性です。農業従事者の人手不足により耕作が困難となった申請地の今後の活用を考え、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝を設置し、雨水排水については、沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、先ほどの議案第69号1-1と同じく事業譲渡証明書が添付されております。

続きまして、1-9番・福井の畑、507㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は福井にお住まいの60歳会社員の女性です。隣接する土地建物を購入し移住してきましたが、家族や来客者の駐車スペースや、飼っている5匹の犬を遊ばせるスペースがないため、申請地をドッグラン及び露天駐車場とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、周囲の土地より低くなっており、雨水排水は、自然浸透させ、余剰分については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。福井町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。続きまして、1-10番・国分寺の田、487㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しております。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.5m程度の居宅1棟及びカーポートで、建蔽率は23%です。転用事業者は、国分寺にお住まいの27歳医師の男性です。現在、アパートで生活していますが、手狭となってきたため、将来のことを考えて申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリートブロック擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿升を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・国分寺の田、518㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は国分寺にお住まいの43歳団体職員の男性です。申請人が園長を務める保育園の園児の数が増加し、園の駐車場が手狭となってきたため、隣接する申請地を露天駐車場として整備し、保育園に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、角フリューム水路を新設して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・東一宮の畑、503㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は北園町に本店を置く資本金の額1,800万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、

既存のコンクリートがあり、雨水排水については、既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を、また、東一宮垣町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-13番・下横野の雑種地、2,276㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は横山に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。申請地を露天資材置場に造成し、公共事業により現在利用している資材置場を買収されて新たな資材置場を必要としている建築業者に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、表面に砕石を入れるのみで現状のまま使用し、雨水排水については、沈殿升を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下横野町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、転用事業者と建築業者との土地賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番 新野山形の墓地、43㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地で、施設の概要は墓石7基です。転用事業者は、新野山形にお住まいの58歳の会社員の男性です。道路拡幅の買収に伴い、既存の墓地の一部移転を余儀なくされたため、残りの墓地に隣接する当申請地を転用していたものです。転用にあたり、境界部分についてはブロック擁壁を設けて、雨水排水については自然浸透により対処し、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。墓地として20㎡を超えていますが、移転前と同等以下の面積で、公共収用に伴うものであり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第70号の説明は以上です。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、それでは地元委員の説明をお願いします。

はい、私から1-1、1-2、1-3から説明をさせていただきます。

1-1、1-2につきましては、住宅地の中心という事で、問題ありません。

1-3につきましては、かなりの面積がありますが、先ほど事務局から説明がありましたように運送会社の大型自動車の駐車場として使いたいという事で、これも問題ないだろうと思っております。以上です。1-5につきましては、筆数は多いんですが、2枚の田んぼで隣の清掃業者、ここが駐車場として使われるそうであります。今は1階が駐車場、2階が事務所で、手狭だからということで、駐車場を作りたいという事で、問題ないと思っております。

日 笠 会 長

はい、1-6については私から説明します。院庄の丸亀製麺の横で、宅地化が進んでいるので問題ないと思っております。1-7、これは八出の住宅がたくさん建っている場所ですので、問題ありません。よろしくをお願いします。

次、1-8。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-8は、先ほどの4条の1-1で事務局が説明をされましたように、受人がしているわけではないようですけれども、土地を見に行きましたら、周辺に悪影響があるような場所ではありませんでした。

1-9ですが、これも家を買って住まれているんですが、犬を沢山連れておられまして、その糞を拾って帰らないものですから、周囲の人から苦情が来ているという事で、ドックランを作りたいという事で、隣にある畑を転用申請したいというこ

とです。家の前に道路があるんですけども、駐車場が無い家を買われましたので、駐車場としても一部使いたいという事です。

1-10ですが、これは1種農地ですが、周りは全て宅地化しておりますので、問題ないと思っております。

1-11ですが、河辺の方ですが、国分寺の保育園が、駐車場が手狭になっているということで、ちょうど保育園の駐車場の隣の土地を使わせて頂きたいということで、申請をされております。

日笠会長 ここに、町内会協議中と書いておられますけど、どうなってますか。

井家上委員 はい、協議中という事だったんですけども、今日のこの会の直前に、町内会長から印を貰いましたという事で、されとるようです。よろしくお祈いします。

日笠会長 はい、次、1-12。

長森委員 14番長森です。1-12でございますが、これは先ほどの事務局からの説明の通り、都計の用途区域内ですので問題ないと思っております。

続きまして1-13、下横野でございますが、これは所有者が、不在地主といひますか、大阪のほうに住んでおられまして、場所は大規模農道よりもう少し北の場所になりますが、不在地主だらけ、荒れ放題の場所として、環境悪化で周辺の方から何とかしろという話があったので困っていたところ、先ほどの説明があったように地元の土建業者さんが既存の資材置き場が無くなって、ちょうど資材置場を探していたということで、上手い具合に話がまとまりまして、土木業者さんが資材置場をするということで、問題ないと思ひます。以上です。

日笠会長 はい、次は勝北。

7番尾島です。先ほど事務局が申しました通り、周囲への悪影響等もありませんので、問題ないと思ひます。

\* はい。

日笠会長 それでは議案第70号の1-4は取り下げで、その他は許可でよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第71号農地転用事業計画変更の承認について上程します。事務局説明願ひます。

事務局（津山） 議案第71号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページで申しますと、13ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・東一宮の宅地1,733㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断してひます。転用事業者は、横山に本店を置く資本金の額300万円の有限会社です。平成30年9月18日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記まで完了してひます。当初の事業計画は、申請地に分譲宅地8区画を造成するとしたものでしたが、購入希望者の要望から1区画の面積を広く設定するため、6区画に変更するものです。計画の変更にあたり、境界部分については、既存擁壁及び新設する擁壁により対処し、雨水排水については、排水施設を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第71号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明をお願いします。

長森委員 はい、この件に関しましては、事務局の説明の通り、特段問題ないと思ひます。よろしくお祈いします。以上です。

日笠会長 はい、それでは議案第71号に対して何かありませんか。

\* ありません。

日笠会長 それでは議案第71号は許可でよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

	*		《 多数、挙手 》
日 笠 会 長			はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
大 山 委 員			議案第72号非農地証明願承認について上程します。説明をお願いします。
			はい、1区大山です。1-1から、1-4について説明します。
			1-1についてですが、北園町で平成5年頃から駐車場として利用していたという事です。仕方ないと思っております。
			1-2についても同じように宅地として使っていたという事で、これも仕方ないと思っております。
			それから1-3につきましては、50人持ちという町内共有の土地でありまして、墓地の一部が崩れかけて、直そうとした時にこのような問題が出てきたという事です。実際は墓地の法面で、仕方ないと思います。
			1-4につきましては、雑種地という事で、現地に行ってみましたら柿の木やらが植わっておったんですが、所有者さんの家とも遠い場所にありまして、手入れが出来ないという事でした。以上です。
日 笠 会 長			はい、ありがとうございました。次。
小 島 委 員			8番小島です。1-5についてですが、これは[ ]が平成18年頃から駐車場として使わせてもらっていた場所です。よろしくをお願いします。
			1-6ですが、これは先ほどの議案第69号の1-4の法面です。よろしくをお願いします。
日 笠 会 長			はい、1-7については私が説明します。これは親の代に農地を埋め立てて車庫を建てておりました。仕方ないので非農地を出しております。よろしくをお願いします。次。
竹 内 委 員			6番竹内です。2-1でございますが、昭和63年頃から進入路として使っているという状態です。よろしくをお願いします。
日 笠 会 長			はい。次、勝北。
尾 島 委 員			7番尾島です。[ ]の父親の方が平成2年頃にトラクターとか耕運機を入れる車庫をしていたということで、仕方ないと思います。
日 笠 会 長			はい、ありがとうございました。今、議案第72号について、地元委員さんの説明がありました。皆さん何かありませんか。
			ありません。
日 笠 会 長			では、賛成の方は挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
日 笠 会 長			はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。
			議案第73号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。先に写真を回しますので。見て下さい。
	*		《 写真回覧 》
日 笠 会 長			それでは1-1から地元委員さんの説明をお願いします。
高 山 委 員			15番高山です。昨年の11月29日に森本推進委員さんと現地を見に行きまして、やむをえない状況だと判断しました。
長 森 委 員			14番長森です。1-2でございますけど、高畑推進委員さんから仕方ないと報告を受けております。問題ないと思います。
			1-3でございますけど、これも同様にかかなり昔からほったらかしという状態で、中井推進委員と見に行きましたが、やむをえないと思いました。
日 笠 会 長			はい、次は加茂。
山 下 委 員			2-1なんですけれども、11月20日に竹内委員、寺元推進委員と見に行つて、どうしようもないと思っております。
			2-2から2-5についてですけれども、これも11月20日に会長、会長代理、事務局と竹内委員、寺元推進委員と見に行つて、ここは道路等で全て分断されておりまして、荒れてどうしようもない。周辺で農業をされている方の承諾も得ております。どうしようもないと思いますので、よろしくをお願いします。



日笠会長	はい、ありがとうございました。次、5-1につきましては、宮部の奥にある山沿いの土地で、原野化という事で問題ないと思います。
	5-2につきましては、太田代理、井上推進委員からやむをえないだろうという事で、連絡を受けております。以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今、議案第73号について、地元委員さんの説明がありましたが、皆さん何かありませんか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。
事務局	議案第74号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事務局	議案第74号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。
	議案書のページは、20ページから22ページです。20ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区4件、加茂地区2件、阿波地区4件、勝北地区2件、久米地区2件の計14件と、所有権移転によるものが勝北地区1件です。
	以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第74号の説明は以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
* 日笠会長	はい。
* 日笠会長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。
事務局	報告第14号について説明します。議案書のページは23ページから24ページです。今回は、相続によるものが4件22筆となっております。また、4につきましては現況が無断転用または、雑草繁茂の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。
	その他詳細は議案書のとおりです。報告第14号の説明は以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。報告第15号農地転用届出書の受理について、事務局説明願います。
事務局	報告第15号の説明を致します。
	議案書のページで申しますと、25ページです。今回は、2件のみです。
	1-1につきましては、金井の畑285㎡のうち100㎡に農業用倉庫をつくるというものです。
	続きまして、5-1につきましては、里公文の畑268㎡のうち83.3㎡に農業用倉庫をつくるというものです。
	報告第15号の説明は以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
	議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 事務局	はい、それでは事務局から報告等があればお願いします。
事務局	失礼します。それでは、私より無断転用農地への通知の発送について、ご報告とお願いをさせていただきます。
	毎年の利用状況調査で、無断転用であるとされた圃場整備済みの農地を対象に、現在の状況となった経過や今後の計画についてお尋ねの文書を、昨年度実施していない、津山地域、勝北地域を対象に送付するよう準備しており、8月の研修会では委員の皆様を対象農地のリストをお配りして確認をしていただいたところ。切

手等の準備もできましたので、遅くなりましたが、勝北地域分につきましては、1月15日付けで52通を発送したいと思います。担当の委員さんには文書を受け取った土地所有者から問い合わせや相談があるかと思しますので対応をよろしく願います。また、委員さんの方で直接訪問して渡していただく分につきましては、勝北支所の担当者から文書を受取ってください。津山地域分につきましては、2月に発送したいと考えていますが、その前に一度各地区の農業委員さん、推進委員さんに集まっていただき、個々の案件について、夏以降、相談があった、農地に復旧されている等、内容に変化がないか、また、文書送付後の手続きについて、どのように指導したらよいかなど、確認及び検討する会を持ち、無断転用の指導に関する研修会としてはどうかと考えております。各地区で推進委員さんと調整していただき、17日、18日、21日、24日のうちのいずれかの日程で1・2時間程度お時間を作っていただき、私の方までご連絡をいただきたいと思います。

私からの説明は以上です。

井 家 上 委 員  
事 務 局

これは地区で別々でしょう。

別々です。この4日で都合が悪いようなら、またご相談下さい。

もう1点、確認をさせて下さい。先ほどの議案69号1-1と、議案70号1-8、太陽光の件で、認定の名義が違った2件ですが、これについては名義変更が終わり次第農業委員会にその旨を報告するように書類を提出してもらおうという事よろしいでしょうか。

\*  
事 務 局  
日 笠 会 長

よろしい。

それについて、誓約書か何かをもらう必要はありますか。

誓約書を出してもらうかどうかということです。変わったら変わったのを出しますという内容で。どうでしょうか。もらってよろしいか。

\*  
日 笠 会 長  
事 務 局

はい。

ではそうします。はい、それでは事務局から次回の連絡をお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、2月の定例委員会ですが、2月12日火曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、2月12日火曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。お疲れさまでした。

\*

お疲れ様でした。

(14:30終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---